

【令和8年4月版】

八女市 海外販路開拓 支援補助金

海外へ販路開拓を目指す事業者の皆様へ

本市の事業者が海外市場における新たな販売先や取引先の獲得を目指して、海外で開催される商談会、展示会等に出展する場合において、その経費の一部に対し、補助金を交付します。

【補助対象経費】

海外展示会等への出展事業に伴う以下に掲げる経費

- ①出展料
- ②通訳・翻訳料
- ③展示品輸送費（関税、保険料等）
- ④渡航費（航空賃、宿泊料等）
（ただし、一人分までとする。）
- ⑤広報費（外国語パンフレット、PR動画等の制作費）

※海外展示会とは、海外で開催される公的機関又は民間団体等が主催する販売を伴わない商談会、展示会等で新たな販路開拓につながるものとします。

※消費税及び地方消費税相当額を除きます。

※補助金交付決定通知を受けた日以後に支払いを終えた経費に限ります。

【補助金の額】

補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満は切り捨て）
ただし限度額は50万円とします。



【対象者】

以下のいずれかに該当する者

- ① 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は個人で、事業を営むもの
- ② 農業、林業又は漁業を営む法人（農事組合法人、農業生産法人を含む）又は個人

【申請書及び提出書類】

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書、収支予算書（任意様式）
- ③ 誓約書
- ④ 登記事項証明書の写し（法人に限る）
- ⑤ 市税、国民健康保険税（法人は除く）及び税外徴収金の滞納調査に係る同意書

【申請に係る留意事項】

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である場合、またはそれらと密接な関係を有している場合は補助対象外です。
- ② 補助対象者が過去にこの補助金を受けた補助事業と同一の海外展示会等に出展しようとする場合は補助対象外です。
- ③ 同一年度にこの補助金を受けていないこととします。
- ④ 申請対象者は法人において、市内に事業所を有し、かつ事業所の登記をしており、個人においては市内に住所を有している場合に限ります。
- ⑤ 申請者において、市税、国民健康保険税及び税外徴収金の滞納がない者に限ります。

●問い合わせ先●

八女市 輸出戦略課 輸出戦略係 （八女市本町647番地）



0943-22-9522



<https://www.city.yame.fukuoka.jp/>



yushutsusenryaku@city.yame.lg.jp



申請書のダウンロードはこちらから